

一 発生日

昭和六年八月三日

二 事業主側

名 称

高谷タクシー

事業主

高谷晋太郎

資本金

約四千万円

借入金者数

十一名（内助手一名）

車輛数

三台

三 労働者側

労働参加者

九名

労働参加組合

自動車従業員協議会組織準備会

労働参加者中

前従業員三名

労働参加原因

本タクシーは昭和五年三月ヨリ營業ヲ開始シ来リタルニ
レカ財界不況ニ伴ヒ需要者激減シ營業不振ニ陥リタルニ
由リ

従来

運輸手ニ對シテ八割、卸屋食料ニ對シテ一割、一割五分、助手ニ對シテ八割、八月六月ヲ支給シ来リタルヲ八月一日ヨリ運輸手ニ對シテ八割、卸屋食料ニ對シテ一割、一割五分、助手ニ八月五月ヲ支給スルコトトナスト共ニ、助手高野唐二郎公須具初男、

兩名ノ解雇ヲ發表セレド依レ

六 要求事項

労働者側、於テハ協議ノ結果事業主ニ對シ八月二日迄要求書ヲ提出スルコト

要 求 書

一 助手須具、高野兩名ノ職首絶對及對

二 助手ノ給料絶對低下セラルコト（八月六月）

三 助手ニハ専横代トシテ月五千圓宛支給スルコト

四 運輸手ノ保証積立金撤廃

五 助手ノ専屬權ヲ指定スルコト